## 芦屋市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例新旧対照表

(下線部分は,改正部分)

				現行								
別表(第2条関係)						別表(第2条関	係)					
区分		支給単位	報酬額	(円)	旅費の額	X	分		支給単位	報酬額(円)	旅費の額	
芦屋市教育委員会	教育委員会			芦屋市職員等	芦屋市教育委員会 委員長		月額	<u>198, 000</u>	芦屋市職員等			
	委員	月額	1	75, 500	の旅費に関す			委員	月額	175, 500	の旅費に関す	
					る条例(以下こ	る条例(以下こ						
					の表において	の表において					の表において	
	「旅費条例」と						「旅費条例」					
(省略)いう。) 別表第1級別1級の者の旅費相当額						1級別1級の					いう。) 別表第	
											1級別1級の者	
											の旅費相当額	
	(省略)	(省略)					(省略)					
		備考 教育長である芦屋市教育委員会委員の報酬は、別に定める教										
		育長の給与の中に含まれるものとし、この表による報酬は支給し										
						<u>ない。</u>						

(下線部分は、改正部分)

(趣旨) 第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第204条第3 項の規定に基づき、次に掲げる特別職の職員で常勤のもの(以下「特 別職の職員」という。) の給与及び旅費の支給について必要な事項

改正案

(1) 市長

を定めるものとする。

- (2) 副市長
- (3) 教育長

第4条 (省略)

2 (省略)

3 一般職の給与条例第22条の2及び第22条の3の規定は、特別職の職員 3 一般職の給与条例第22条の2及び第22条の3の規定は、特別職の職員 の期末手当の支給について準用する。この場合において、一般職の 給与条例第22条の3中「任命権者」とあるのは、市長及び副市長に係 る期末手当の支給にあつては「市長」と、教育長に係る期末手当の 支給にあつては「教育委員会」と読み替えるものとする。

(退職手当の額及び支給方法等)

第5条 (省略)

- 2 (省略)
- 3 前項の在職月数は、特別職の職員となつた日の属する月から退職し 3 前項の在職月数は、特別職の職員となつた日の属する月から退職し た日の属する月までの月数(市長及び副市長にあつてはその月数が4 8月を超えるときは、48月と、教育長にあつてはその月数が36月を超 えるときは、36月とする。)による。

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第204条第3 項の規定に基づき、次に掲げる特別職の職員で常勤のもの(以下「特 別職の職員」という。)の給与及び旅費の支給について必要な事項 を定めるものとする。

現行

- (1) 市長
- (2) 副市長

第4条 (省略)

- 2 (省略)
- の期末手当の支給について準用する。この場合において、一般職の 給与条例第22条の3中「任命権者」とあるのは、「市長」と読み替え るものとする。

(退職手当の額及び支給方法等)

第5条 (省略)

- 2 (省略)
- た日の属する月までの月数(その数が48月を超えるときは、48月と する。) による。

改正案	現行
4 特別職の職員の退職手当の支給は、任期ごとに <u>行う</u> 。	4 特別職の職員の退職手当の支給は、任期ごとに <u>行なう</u> 。
5 芦屋市職員の退職手当に関する条例(昭和30年芦屋市条例第1号。	5 芦屋市職員の退職手当に関する条例(昭和30年芦屋市条例第1号。
以下「退職手当条例」という。)第13条から第18条までの規定は,	以下「退職手当条例」という。)第13条から第18条までの規定は,
特別職の職員の退職手当の支給について準用する。 この場合におい	特別職の職員の退職手当の支給について準用する。
て,これらの規定中教育長に係る退職手当の支給にあつては「退職	
手当管理機関」とあるのは、「教育委員会」と読み替えるものとす	
<u>る。</u>	

## 芦屋市職員等の旅費に関する条例新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

													( I /D1 HP.	771A, W	
			改	正案			現行								
別表第1(第15条, 第16条, 第18条から第21条まで及び第23条関係)									別表第1(第15条,第16条,第18条から第21条まで及び第23条関係)						
級別	職務区分	鉄道賃	船賃	車賃	日当	宿泊料	食事料	級別	職務区分	鉄道賃	船賃	車賃	日当	宿泊料	食事料
				(1キロ	(1日に	(1夜に	(1夜に					(1キロ	(1日に	(1夜に	(1夜に
				メートル	つき)	つき)	つき)					メートル	つき)	つき)	つき)
				につき)								につき)			
1級	市長,副市長	普通運賃	1等運	円	円	円	円	1級	市長 <u>及び副</u>	普通運賃	1等運	円	円	円	円
	及び教育長		賃	37	3, 500	15, 000	3, 500		市長		賃	37	3, 500	15, 000	3, 500
2級	1級から5級	普通運賃	特別2	37	3,000	14,000	3, 000	2級	1級から5級	普通運賃	特別2	37	3,000	14,000	3,000
	までの職務		等運賃						までの職務		等運賃				
	にある者								にある者						

## 芦屋市職員の退職手当に関する条例新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

改正案 現行 (職員の範囲) (職員の範囲)

第2条 この条例において「職員」とは、地方自治法(昭和22年法律第 第2条 この条例において「職員」とは、地方自治法(昭和22年法律第 67号) 第204条第1項に規定する職員(地方公務員法(昭和25年法律 第261号) 第3条第3項第1号に規定する職員、同法第28条の4第1項又 は第28条の5第1項に規定する職員、地方公営企業等の労働関係に関 する法律(昭和27年法律第289号)第3条第4号に規定する職員及び単 純な労務に雇用される一般職の職員並びに芦屋市立学校職員等の退 職手当に関する条例(昭和36年芦屋市条例第28号)の規定の適用を 受ける職員を除く。)をいう。

67号) 第204条第1項に規定する職員(地方公務員法(昭和25年法律 第261号) 第3条第3項第1号に規定する職員、同法第28条の4第1項又 は第28条の5第1項に規定する職員、地方教育行政の組織及び運営に 関する法律(昭和31年法律第162号)第16条第1項に規定する職員、 地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)第 3条第4号に規定する職員及び単純な労務に雇用される一般職の職員 並びに芦屋市立学校職員等の退職手当に関する条例(昭和36年芦屋 市条例第28号)の規定の適用を受ける職員を除く。)をいう。

## 芦屋市立学校職員等の退職手当に関する条例新旧対照表

	(下線部分は、改正部分)
改正案	現行
(趣旨)	(趣旨)
第1条 この条例は、本市職員のうち教育公務員特例法(昭和24年法律	第1条 この条例は、本市職員のうち教育公務員特例法(昭和24年法律

第1号)の適用又は準用を受ける者で、常時勤務に服することを要す るもの(市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1 条に規定する者、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4 第1項又は第28条の5第1項に規定する者及び行政職給料表の適用を 受ける社会教育主事を除く。以下「教職員」という。)の退職手当 に関し必要な事項を定めるものとする。

第1号)の適用又は準用を受ける者で、常時勤務に服することを要す るもの(教育長,市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135 号) 第1条に規定する者,地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2 8条の4第1項又は第28条の5第1項に規定する者及び行政職給料表の 適用を受ける社会教育主事を除く。以下「教職員」という。) の退 職手当に関し必要な事項を定めるものとする。